

環境保全条例改正について

岸和田市環境保全条例は、昭和 51 年に制定された条例の全部改正を行い、平成 15 年 6 月 20 日に公布されました。以来 10 年が経過しており、本市環境に対しての社会情勢の変化に対応できない部分が出てまいりました。よって、条例の全部改正を含めて新たな環境保全のあり方を規定するものであります。

主に検討している点

- 1 地球環境、生物多様性への対応の規定の追加
- 2 公害に対する規制の見直し
- 3 神於山を目的にした自然環境保全区域の規定の削除（自然再生推進法による保全）
- 4 現状変更行為の届出について同様の規制が行われている対象への適用除外(府条例等)

新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| ○岸和田市環境保全条例 平成15年6月20日条例第16号 | ○岸和田市環境保全条例 平成15年6月20日条例第16号 |
| 目次 | 目次 |
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第2章 環境施策 | 第2章 環境施策 |
| 地球環境の保全の条を追加 | |
| 生物多様性の条を追加 | |
| 第3章 生活環境の保全と公害の防止 | 第3章 生活環境の保全と公害の防止 |
| 第1節 公害の防止 | 第1節 公害の防止 |
| 第2節 指定事業所に関する規制(変更) | 第2節 指定事業所に関する規制 |
| 第3節 特定建設作業に関する規制(変更) | 第3節 特定建設作業に関する規制 |
| 削る | 第4節 自動車公害の防止 |
| 削る | 第5節 放送電波受信障害の防止 |
| 第4節 その他生活環境の保全等 | 第6節 その他生活環境の保全等 |
| 第4章 自然環境の保全と回復 | 第4章 自然環境の保全と回復 |
| 第1節 自然環境の保全と回復の推進 | 第1節 自然環境の保全と回復の推進 |
| 削る | 第2節 自然環境保全区域 |
| 第2節 現状変更行為の届出(変更) | 第3節 現状変更行為の届出 |
| 第3節 _____協働による自然環境の保全等 | 第4節 参画と協働による自然環境の保全等 |
| 第5章 補則 | 第5章 補則 |
| 第6章 罰則 | 第6章 罰則 |
| 附則 | 附則 |